

## 平成29年度第3回 大阪府環境影響評価審査会会議録

開 催 日 平成30年2月23日（金）  
場 所 マイドームおおさか 8階 第3会議室

**【司会（加藤課長補佐）】**

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから平成29年度第3回大阪府環境影響評価審査会を開催いたします。

本日、進行を務めます、環境管理室環境保全課アセスメントグループの加藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、大阪府環境農林水産部環境管理室長の中西から一言ごあいさつを申し上げます。

**【中西環境管理室長】**

環境管理室の中西でございます。環境影響評価審査会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、委員の先生方におかれましてはお忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日ごろから大阪府環境行政の推進にご協力をいただいておりますこと、併せて御礼申し上げます。

さて、本日につきましては、後ほど諮問させていただきますが、昨年7月に計画段階配慮書についてご審議いただきました、京田辺市で計画されている、広域ごみ処理施設整備事業の環境影響評価方法書についてでございます。方法書は、環境影響評価の調査・予測及び評価の手法等を記載した資料でございます。方法書によりますと、環境影響評価を受ける恐れがあると認められ、環境影響評価を実施しようとする調査地域というものに、枚方市が該当しております。このため、配慮書のとくと同様に京都府アセスメント条例に基づく対象事業の方法書につきまして、大阪府知事が京都府知事に意見を述べるに当たりまして、環境保全の見地から専門的な事項に係る意見を本審査会に求めるものでございます。

それから、環境配慮項目を追加する技術指針の改定につきましても、本審議会でご審議をお願いしたいと考えております。

委員の皆さまにおかれましては、方法書の結果取りまとめに至りますまで長い間、多くの時間を頂くことになりましますし、また手続きの関係上、スケジュール感に濃淡があつて、ある時期にタイトになるというようなこともあり、ご迷惑をお掛けすることもあるかと思いますが、どうぞよろしくご検討いただきますようお願いいたします。あいなさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**【司会】**

それでは、委員のお手元に配付しております資料の確認をお願いいたします。

議事次第、審査会委員名簿、名簿の裏面には配席表が書いてございます。資料1-1諮問文のコピー、資料1-2の方法書についてということで、本日の説明資料になりますカラー刷りの印刷紙面でございます。資料1-3としまして、方法書本体。既にお送りいたします方法書の本体。資料1-4としまして、方法書の要約書、これも既にお送りさせていただきます。資料1-5の手続きの流れとスケジュール案、資料2としまして技術指

針の改定案、参考資料としまして、ホッチキス留めをしております資料がございます。お手元に、全てがありますでしょうか。

併せて、委員の皆さまには、出席確認票をお配りしております。出席確認票につきましては、お手数でございますが、ボールペンでお名前をご記入いただき、お帰りの際、机の上に置いていただきますようお願いいたします。

なお、本日は所用のため岡委員と片野委員はご欠席でございます。本日は15名の委員のうち13名のご出席をいただいておりますので、本会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、以後の進行につきまして、津野会長、よろしくお願いいたします。

**【津野会長】**

はい、分かりました。それでは、議事次第に従って順次進めてまいりたいと思います。議題1であります、「枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について」の審議に入ります。

本件は、これから審議を行う案件でありますので、まず本審査会の諮問を受けたいと思います。

**【室長】**

「平成30年2月23日、大阪府環境影響評価審査会会長 津野 洋 様、大阪府知事 松井一郎。枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書について（諮問） 標記方法書について、京都府知事に対し環境保全の見地から意見を述べるに当たり、貴審査会の意見を求めます。」

（諮問文手交）

**【会長】**

ただいま、諮問を受けましたので、審議に入らせていただきたいと思います。

初めに、事務局から本案件の環境影響評価手続きの状況について、説明してください。

**【事務局（佐藤総括主査）】**

環境保全課の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、資料が前後いたしますが、資料1-5をご覧ください。

四角囲みのフローの中に書いておりますが、本事業は京都府アセス条例の対象事業でありまして、1月9日に事業者から京都府に方法書の提出がありました。

配慮書のときと同様に、調査地域に枚方市が含まれているということから、1月11日に京都府からアセスの手続きについて協議があり、1月17日にフローのとおり進めることで合意いたしております。

その後、2月2日から方法書の縦覧が始まっております。2月9日、11日に枚方市内の氷室小学校というところにおきまして、住民説明会が行われたところでございます。

また、京都府が住民等の意見を3月15日まで受け付けることとしております。

フローのとおり、大阪府として、環境の保全の見地からの意見を京都府に述べるに当たりまして、本日、本審査会の専門的事項に係る意見について、先ほど諮問させていただきまして、先にご案内させていただいている現地調査を3月9日と12日に実施することとしております。

以上でございます。

**【会長】**

ありがとうございました。ただいま、事務局から手続きの状況についてご説明いただきましたが、委員の皆さま方から何かご質問はございますか。よろしゅうございますか。

それでは、続きまして事業者から方法書についてご説明をお願いいたします。

**【事業者：枚方京田辺環境施設組合 竹嶋参事】**

事業者であります、枚方京田辺環境施設組合参事の竹嶋と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、皆さま方には何かとお忙しい中、私どものために大阪府環境影響評価審査会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

当組合では先ほどご案内がありましたように、京都府環境影響評価条例に基づき、方法書を作成しまして、去る1月9日に京都府に提出したところでございます。本日は、その概要を説明させていただきますので、よろしくお願いたします。また、方法書作成業務を委託している八千代エンジニアリング株式会社の担当者も出席させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、担当よりご説明いたします。

**【事業者：枚方京田辺環境施設組合 神田主幹】**

枚方京田辺環境施設組合の神田でございます。これより、環境影響評価方法書について、前のスクリーンでパワーポイントを使用してご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

本日、ご説明させていただく内容でございますが、大きく分けてこの8つについてご説明をいたします。1から4までについては、組合の私の方から説明をさせていただきます。そして5から7の項目につきましては、技術的内容となるため、組合から業務を委託しております八千代エンジニアリング株式会社の担当者より説明をさせていただき、8については再び私から説明させていただく流れで進めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

(スライド3)

1つ目として、環境影響評価の手続きについてご説明をいたします。

まず、環境影響評価とはということですが、ご専門の先生方でございますし、先ほどから事務局からも流れの説明がございましたので割愛させていただきます。

(スライド4)

次に、本事業の手続きですが、これも基本的には先ほど説明させていただいたとおり、

ご覧のとおり、昨年、平成29年4月に配慮書の手続きをし、今回はその次の方法書の手続きということになってございます。

(スライド6)

2つ目として、事業計画の概要でございます。まず、事業の背景として、枚方市、京田辺市両方とも、既存施設が昭和61年、昭和63年に稼働して、両施設とも稼働から約30年を迎えておりまして、経年的な劣化が進んでおります。そのことで、後継施設の事業計画が必要な時期となっております。

(スライド7)

そこで、それぞれの市でゴミ処理施設整備基本構想が策定されまして、ゴミ焼却を共同で行うということに合意いたしました。組合の設立を平成28年度にいたしまして、目標として平成35年度の稼働を目標に施設の整備を進めているというところでございます。

(スライド8)

次に、今回の可燃ゴミ広域処理施設の整備に係る基本方針でございます。これは、配慮書にも掲げておりましたが、まず、4つの柱を掲げておりまして、最優先事項として1番の環境保全性、そして2番目に資源循環性、3番目に安定稼働性、4番目に経済性という順でそれぞれ基本方針として定めておりますので、ご覧ください。

(スライド9)

次に、対象事業実施区域の位置でございますが、左の位置図にございますとおり、現在の甘南備園焼却施設の南側の山林の部分を造成して整備をすることとしております。対象事業実施区域は、右の図で示すとおり、青い枠で囲まれた京田辺市が市道として整備する部分と、あと緑色で囲まれた処理施設を建てる処理施設工区から構成されているという形で、この2つを合わせた全体が対象事業実施区域となっております。

施設配置のイメージですが、このとおりでございます。ゴミの搬入につきましては、北側の国道307号線から新しくできる京田辺市道に入り、焼却施設を回って、また同じ道を逆にたどって、国道307号線に帰っていくということとしております。西側にも1つ出入口を設けてはおりますが、こちらについては非常用通路とする計画でございます。

(スライド10)

ちょっと復習になりますが、これは配慮書のときの複数案ですが、複数案については施設等の配置と構造物の構造という形で複数案をそれぞれ2つ設定して検討を行いました。

その結果、計画地盤高さが120メートルで、煙突の高さは100メートルが優位であるという評価をして、意見を募集して、その結果、周辺住民の健康や環境の安全に万全を期し、安全・安心な施設とするためにそのとおり計画地盤高さを120メートル、煙突高さは100メートルとする案が一番いいという形で事業決定をしております。

(スライド11)

次に、対象事業の概要でございますが、ご覧のとおり施設の規模については1日当たり168トンですね。そして位置はこのとおり、田辺ボケ谷等の他です。区域は60,200平方メ

ートルです。計画地盤高さ、煙突高さはそのまま、処理方式についてはストーカ式の焼却炉。稼働は平成35年度を予定しているということでございます。

(スライド12)

次に、主な環境保全目標として大気質でございます。ばいじんから水銀まで6項目を設定してございます。これについては、真ん中の関係法令の排出基準より厳しい自主基準を右側の計画目標値に掲げています。なお、一番下の水銀につきましては、本年4月1日から規制される新たな項目でございますので、自主基準については現在、組合で、どのようにすべきかを検討中でございます。

(スライド13)

その他の主な環境保全目標として、水質、悪臭及び騒音・振動については、それぞれ規制基準を順守するとともに、最新の技術を採用するなど、環境への影響の低減に努めることとしています。

(スライド14)

次に、環境配慮の方針として生活環境に対するものですが、工事中と供用時、それぞれこのようなことについて最優先、重点的に配慮してまいります。

(スライド15)

次は、自然環境に対する環境配慮ですが、同じく工事中と供用時、それぞれ記載のとおりポイントを重点的に配慮いたします。

(スライド16)

次をお願いします。資源循環・環境負荷の面から見た環境配慮の方針でございます。こちらも、工事中、供用時と分けて、それぞれ重点的に配慮をしてまいります。

(スライド17)

次に、施設の建設計画でございますが、1年目につきましては、全体工事の土木造成とプラント工事の設計に1年を費やす。そして、2年目から4年目の3カ年で施設建設を行うという形になります。

(スライド18)

それでは、大きな項目の3つ目の、計画段階配慮書における検討についてでございます。

(スライド19)

先ほど10番のスライド、配慮書の設計図で説明しましたが、ご覧のとおり、施設等の配置と構造物の構造という形で複数案を設定いたしております。

(スライド20)

配慮書では、施設等の配置に係る予測の結果を定性的に示して、大気質、騒音、振動については相対的にX案の方が影響の程度は低くなるという形でしております。

(スライド21)

次に、構造物の構造のうち、大気質に係る予測・評価の結果では、煙突高さ100メートルのA案の方がB案よりも寄与濃度がそれぞれ全ての項目において低いという結果を示

しておりました。

(スライド22)

次に、構造物の構造のうち景観に係る予測・評価の結果でございます。景観については、主要な眺望点として飯岡丘陵のみで予測・評価を行っておりました。

(スライド23)

これは、次、飯岡丘陵、A案の煙突高さ100メートルのフォトモンタージュでございます。

(スライド24)

次に、B案59メートルで、A案よりさらに建設の煙突が低くなるということが載っています。

(スライド25)

このことから、眺望景観に対する影響の程度はA案、B案ともに眺望景観への影響は小さいということとしておりました。

(スライド26)

これらのことから、配慮書では総合評価として、X案、A案がそれぞれ優位であるとしてございました。

(スライド27)

それに基づきまして、4つ目の項目ですが、「計画段階配慮書についての知事意見及び事業者の見解」を説明させていただきます。

配慮書については、昨年4月25日から1カ月間縦覧され、縦覧の開始とともに市民の意見募集が1カ月半行われ、それらと大阪府知事、枚方市長及び京田辺市長の意見を考慮して、平成29年8月17日に京都府知事意見として組合に対して送付がありました。

(スライド28)

次からは、知事意見と事業者の見解について論じました。まず、全体的事項といたしましては、2つ意見がございました。

まず、1点目につきましては、方法書以降の手続きにおいて、個別事項に留意し、各環境要素に対する影響について検討の上、評価項目とするということとしております。

次に、2点目です。下の段です。造成地盤高さについては、施設稼働時の影響も考慮して決定することとするほか、煙突高さについても住民意見に配慮し、大気質及び景観への影響を考慮して決定することとしてございます。

(スライド29)

次に、個別事項として、大気質について1～2点意見がございました。これに対する見解といたしまして、まず1つ目は、施設の稼働による排出ガスの影響について、逆転層の形成や局地風等の気象条件による短期的な高濃度の影響についても、予測評価を行うほか、近隣で稼働している枚方市東部清掃工場の影響も加味して評価することとしております。

また、地域における処理する廃棄物が増加することに対しては、全体としての負荷量の

変化にも着目した評価を行うこととするということとしております。

(スライド30)

次に、騒音・振動については、1点の意見がございました。これにつきましては、道路に面する地域で環境基準を達成していない区間については、工事用車両及び施設関係車両による騒音・振動の影響について、予測評価を行うこととしてございます。

水質についても、1点意見がございました。施設供用時の排水につきましては、現在は公共下水道の計画区域外となっておりますが、下水道工事をする計画であるため評価項目としませんが、公共下水道への負荷に対する保全対策の内容について整理することとしております。

(スライド31)

次に、動物、植物及び生態系について、1点ございました。これに対する見解でございますが、これまでの枚方市東部清掃工場建設時等の調査、鳥獣保護区に留意して現況調査を行うとともに、必要に応じ、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を低減するよう努めてまいります。

(スライド32)

次に、景観について、2点意見がございました。まず、1点目の見解でございますが、煙突及び建物の景観については、近景のほか、人々が日常的に利用している場等を調査地点として選定し、調査を行うこととしております。この1つ目の国見山からの眺望については、次のスライドで説明しますので少し置いておきまして、2つ目の見解といたしましては、建物・煙突の色彩やデザインは地域景観との調和に留意するとともに、敷地内の緑化も検討することとしております。

(スライド33)

先ほどの景観の1つ目の意見であります国見山からの眺望についてでございます、知事意見の送付後、実際に現地調査を行ってございます。指摘のあった場所からの写真がここにお示したものでございます。ご覧のとおり、新施設の煙突は、視認できる場所には高压電線用の鉄塔が建っておりまして、その鉄塔越しに新施設の煙突が視認できる状況でございます。そして、仰角の変化でございますが、一般的にいわれている指標を下回るものでございます。また、この地点は、国見山のハイキングコースではなく、鉄塔管理用通路からのものであり、通常のハイキングコースから新施設の煙突は視認できないため、眺望景観への影響は小さいということになると考えてございます。

(スライド34)

次に、温室効果ガス等についても1点の意見がございました。これにつきましては、ごみ収集車の走行を含め、事業実施に伴う温室効果ガスの排出量の予測評価を行い、実行可能な最大限の排出抑制策を検討することとしてございます。また、焼却に伴う熱を利用した発電等も行い、温室効果ガスの排出抑制を図ることとしてございます。

ここまでが、説明内容の1から4までの説明となります。次の5から7までについては、

冒頭でご説明していただきましたとおり、組合から業務を委託しております八千代エンジニアリング株式会社の担当者より説明をさせていただきます。

**【業務受託業者：八千代エンジニアリング株式会社】**

八千代エンジニアリング株式会社の市原と申します。以降のページについて説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

(スライド36)

まずは、対象事業実施区域及びその周囲の概況について、ご説明いたします。

中央の赤枠の内側が対象事業実施区域となっております。現在の土地利用は山林となっております。また、その西側の紫の範囲が、甘南備園ごみ焼却施設となっております。現在稼働中です。それ以外の青色のところは、工場ですとか倉庫などとなっております。

また、事業実施区域の周りには、その他の空地ということで、例えば砕石場の跡地などもあるような状況です。道路は、北側に国道307号が通っておりまして、東側には京奈和自動車道があり、京奈和自動車道の関連での調整池などもあるという状況となっております。

(スライド38)

次は、環境影響評価項目についてご説明をいたします。

まずは、項目の前に、事業の影響についてこちらに列挙しております。環境影響要因としまして、工事中につきましては、造成等の工事による一時的な影響、造成工事関係。それから建設機械の稼働。資材及び機械の運搬に用いる車両の走行、いわゆる工事用車両の走行です。それから、雨水の排水がございます。また、供用時につきましては、地形改変後の土地及び工作物の存在。それから施設の稼働。施設利用車両、いわゆるパッカー車などの運行。それとあと、廃棄物の発生がございます。

(スライド39)

次は、先ほどの影響要因に対しまして、大気質、水質などの環境要素の区分の関連性について、こちらのマトリックス表で整理しております。この黒丸については、選定項目となっております。選定項目は大気質、騒音及び超低周波音、振動、悪臭、水質、地形及び地質、土壌汚染、動物と植物、以上が前半となっております。

まず、大気質については、周辺地域や道路沿道の住居等への影響評価のため、工事中につきまして造成工事、それと建設機械の稼働、工事車両の走行。供用時につきましては、施設の稼働、施設利用車両の運行などを選定しております。中でも、この施設の稼働、煙突排出ガスの排出による影響、これを重要視して影響評価を行っていくということになります。

また、騒音、振動、超低周波音については、これも周辺地域や道路沿道の住居等への影響評価のため、工事中については、重機の稼働関係、あと工事用車両の走行。供用時は、施設の稼働、それと施設利用車両の運行を項目としております。

悪臭では、周辺地域の住居への影響評価のため、これは供用時の施設の稼働を選定して

おります。

水質については、施設の排水はないということを冒頭に説明したとおりですが、下流河川とか水路への工事中の濁水の影響があらうということで、工事中につきまして、雨水の排水を選定しているところです。

地形・地質と土壤汚染については、造成工事による影響。

動物、植物については、工事中は造成工事の影響、供用時は工作物の存在ということでまず選んでいまして、猛禽類などの繁殖に対する騒音の影響などということで、建設機械の稼働、施設の稼働について選定しているという状況になってございます。

(スライド40)

こちらが後半の項目になっておりまして、選定項目が生態系、景観、人と自然との触れ合い活動の場、廃棄物と建設工事に伴う副産物、温室効果ガスとなっております。生態系については、先ほどの動物と同じ考え方で4項目を選んでいます。景観については、供用後の施設の存在、それに対する影響予測。人と自然との触れ合い活動の場については、工事車両の影響というものと、施設利用車両の走行の影響、それから施設の稼働の影響ですとか、工作物の影響というものも、快適性への影響があらうかということで選定をしているところでございます。

廃棄物と副産物については、まだ工事中の造成工事によるものがあるというものと、供用時については焼却灰などを使用した触媒などの処理ということで、廃棄物の発生があるということで項目選定をしております。

温室効果ガスにつきましては、工事中の機械の稼働、工事車両、供用時の施設の稼働、施設利用車両の走行。それぞれ二酸化炭素などが発生するだろうということで項目選定をしているところでございます。以上が、項目選定のご説明となります。

(スライド42)

続きまして、こちらでは、調査・予測・評価の手法についてご説明をいたします。

現地調査によりまして現況把握をする項目としましては、大気質、あとこれに合わせて気象の調査も行います。また、騒音・振動・超低周波音、悪臭、水質、動物・植物・生態系、景観、人と自然との触れ合い活動の場、以上につきましては現地調査によって現況把握を行います。

また、既存資料による調査項目としまして、地質と土壤がございまして、予測のみを行う項目としましては、廃棄物等と温室効果ガス等がございまして。

(スライド43)

次からが現地調査のご説明になりますが、まずその前に、この赤線で囲まれたところが調査地域となっております、こちらのご説明をしたいと思います。調査地域の設定につきましては、広域的に影響が生じると想定される、煙突排出ガスによる大気質の影響に着目をいたしております。この範囲は、配慮書でお示した最大着地濃度までの距離の2倍を見込んだ距離としまして、対象事業実施区域の中心から約1.6キロの範囲と、関係車両

の走行ルートが国道307号となりますが、相当台数の車両が分散せずに沿道環境の影響が想定される範囲というところを調査地域として設定をしております。これらにつきましては、方法書でも2-1ページから2-3ページにお示ししているところでございます。

(スライド44)

続きまして、この現地調査のご説明としてスライドでは、環境大気質のご説明となりますが、そのうちの中央のA1、焼却施設の予定地のご説明となります。この地点ですが、工事中及び供用時の発生源となる地点として選定をしております。電源等が必要となるため、隣接する甘南備園の駐車場での測定を計画しているところでございます。

降下ばいじんにつきましては、4季各30日間。二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物については、通年、365日の調査。それとダイオキシン類、塩化水素、水銀につきましては、4季各7日間の調査を行う予定としております。なお、予測手法ですが、煙突排出ガスから出るものにつきましては、標準的なブルーム・パフモデルによる予測計算のほか、参考として、この辺りは丘陵地になっておりますので、地形影響を考慮した三次元移流拡散モデルによる濃度予測も実施する計画というふうになってございます。

こちらが周辺の調査地点となっております。黒丸のA2からA5がこちらにございます。A2、A3、A4、A5とございます。こちらでは、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、ダイオキシン類、塩化水素、水銀について4季各7日間の調査を行う予定としております。これらの地点は、先ほどの調査地点の地域の中で東西南北の住居地域を代表する地点として、用地と電源や測定機を置くスペースを確保できる地点として選定をしております。

また、調査時期は、甘南備園などの現有施設による影響を加味した測定値が得られるよう、現有施設の稼働時期に4季調査を行うという予定にしております。

また、周辺のA6からA10という5地点がございます。こちらの5地点では、窒素酸化物のサンプリング分析としまして4季各7日間の調査を行う予定としております。こちらの地点は、対象事業実施区域の中心と、先ほどの黒丸の4地点との中間的な位置の地点として選定をしております。先ほどの中心と周囲の中間的なところでの大気汚染の状況を補足的に把握する調査地点という位置付けにしております。

(スライド45)

こちらは、地上気象についての調査地点となります。中心の赤丸がM1ですが、風向・風速、日射量、放射収支量、気温・湿度について、1年間連続の調査を行う予定としております。なお、具体的なこのM1の地点ですが、対象事業実施区域の南東側の高台を計画しております。甘南備園駐車場では、周辺の地形ですとか建物の影響を受けるため、バッテリーかソーラーパネルで電源を確保して、適切に調査ができる地点ということで、地形や地物の影響を受けない南東側というところを選定しているところでございます。

また、周辺のM2からM8の7地点でございますが、こちらにつきましては4季各30日間ということで風向・風速の調査を行います。これらの地点ですが、先ほどの大気質で

東西南北の4地点、それから簡易測定地点のうち、風向・風速計が設置可能な3地点というのを選定してございます。なお、三次元移流拡散モデルによる予測計算に周辺地域の気象条件を活用できるよう、これを7日間ではなく30日間調査としている次第でございます。

(スライド46)

こちらが高層気象の調査についての説明になります。こちらM1というところになっておまして、焼却施設の予定地。この煙突からの排出ガスがどのように拡散するかを調べるため、上空の風向・風速、あと気温について、写真のような気球を飛ばしまして4季各7日間の調査を行います。こちらのM1の具体的な地点につきましては、電源と十分な放球スペースが確保できるため、現有施設の甘南備園の駐車場で予定をしているところでございます。

(スライド47)

次は、道路沿道の大気質の調査地点です。関係車両の走行ルート、主要走行ルートがこちらの国道307号となりますが、こちらでの調査です。黒丸のA11とA12というところを選んでいて、こちらで浮遊粒子状物質、窒素酸化物について4季各7日の調査を行います。また、大気質と同一地点、同一時期となりますが、こちらのM9とM10で4季各7日間、風向・風速の調査も行う予定です。

これらの地点ですが、国道307号のうち、関係車両が分散する手前の地点であり、なおかつ背後に民家がある地点ということで、こちらの地点はそれぞれ設定をしております。また、沿道大気質の予測ですが、プルーム・パフモデルによる予測計算を計画しているところであります。

(スライド48)

次は、騒音・振動と低周波音の現地調査となります。中心の黒丸の地点、予定地のN1ですが、環境騒音・振動、超低周波音の現調査、現況把握のための調査を行います。これが、秋季に平日と休日の2回、24時間調査ということを用意しております。なお、予定地の周辺ですが、住居等の保全対象が近くにはないため、1地点で代表ということで考えております。また、工事中や供用後の発生源の位置となるよう、予定地のほぼ中心付近での測定ということを計画しているところでございます。

国道307号線沿いにもN2とN3というものがあまして、こちらでは、道路交通騒音・振動、それから地盤卓越振動数、交通量、走行速度について、同じく秋に平日と休日の2回24時間調査を行う予定としております。こちらの地点も同様に、大気質と同様にして、国道307号のうち関係車両が分散する手前の地点であり、背後に民家がある地点として選定をしているところでございます。

なお、予測手法ですが、騒音は主にASJモデル、日本音響学会式による予測計算、振動は伝搬理論式による予測計算、低周波音は類似比例の参照及び事業計画に基づく低周波音防止対策の内容を明らかにすることによる予測を計画してございます。

(スライド49)

こちらが、悪臭の現地調査です。22物質の特定悪臭物質濃度につきましては、中心の青丸のS1において、夏と冬の2回調査を行います。こちら、発生源の位置ということで中心付近での調査というものを予定してございます。その他、臭気指数などにつきましては、中心のS1を含めまして5地点において、同じく夏と冬に2回調査を行います。なお、周辺の4地点は大気質と同じ地点を予定しておりまして、臭気指数につきましては、大気拡散モデルによる予測計算を行いますので、これらの地点においても現況把握を行うということにしているところです。

(スライド50)

こちらが、水質等の現地調査となります。水質として、工事中の雨水排水の影響を考え、この下流の水路、W1となりますが、降雨時の濁水としましてSSと濁度、それと透視度と流量について、降雨時に2回調査を行うこととしております。また、対象事業実施区域のうち、ヒート部分となるところにつきまして、土壌の沈降特性を把握するために、予定地G1のところ土壌を採取しまして沈降試験を行うという予定にしております。

(スライド51)

こちらが、動物、植物、生態系の現地調査となります。陸生動物としましては、哺乳類、鳥類、両生類・爬虫(はちゅう)類、昆虫類、植物相、植生につきまして、各動物の生態、または繁殖時期に合わせた時期ということで、年間3回から4回の調査を行う予定としてございます。また、魚類と底生動物につきましては、下流水路の部分と、さらにそれが流れ込む調整池の部分の地点B、こちらで年4回の調査を行う予定としております。

なお、動植物の予測につきましては、重要種の位置などについて、対象事業実施区域内なのか、周辺地域なのかを整理の上、直接的あるいは間接的な影響を受ける恐れがあるか否かを予測する計画となっております。

(スライド52)

こちらが、猛禽類の現地調査となります。猛禽類につきましては、活動範囲が広がりますので、1キロの範囲の中に定点を定点1、定点2、定点3と設けまして、繁殖期である2月から8月に調査を行います。なお、方法書に示したのは、この3定点を基本としていますが、確認状況に応じて移動定点を設けまして、適切に繁殖状況を把握していく予定としております。周辺で繁殖行動があれば、影響が少ない時期の林内調査を行うほか、調査結果の状況に応じては、2繁殖期目の調査を実施することを検討してございます。

(スライド53)

こちらにつきましては、景観の現地調査です。地域の人々が日常的に利用している場から、眺望景観を把握するため、国道307号の沿道ですとか、公園の地点ということで地点を選定してございます。こちらのL1とL5が公園でして、国道307号沿いのL2、L3、L4という地点を選定しております。こちらにつきましては、葉っぱの茂っている着葉季と葉っぱの落ちた落葉季の2回、このような写真撮影による調査を行う予定としておりま

す。

景観資源となる、自然豊かな風景を眺めるための、事業影響を受けるような展望台などの眺望点というのはこの近くにはないので、このため、周辺地域における身近な景観として、圍繞（いにょう）景観について予測評価をするために、こういったところを選んでいくという状況になっております。

また、景観の予測ですが、景観予測図を作成する予定にしておりまして、フォトモンタージュを作成する予定にしておりますが、建物や煙突の色彩やデザインは必ずしも最終的な設計条件とはならない可能性があるというふうに見込んでおります。この場合は、準備書段階で、事業計画に基づいた色彩やデザインでのフォトモンタージュの作成となる見込みとなっております。

（スライド54）

こちらが、人と自然との触れ合い活動の場の現地調査です。場の概況ですとか、利用状況、それを把握するために東部スポーツ公園と甘南備山について、平日と休日の2回、調査を行う予定というふうにしてございます。

（スライド55）

次は、予測の基本的な手法についてです。AからCがございまして、Aは計算やシミュレーションなどによる方法ということで、先ほどのご説明のとおり、大気質や騒音・振動などはこの方法による予測を行います。Bがイメージ写真などによる視覚的な方法でして、景観はフォトモンタージュ作成でこの方法になります。Cが調査結果、事業計画、類似事例などに基づいた方法でして、動植物、生態系などは調査結果に基づいて、廃棄物や温室効果ガスなどは事業計画から、低周波音は類似事例などに基づいた方法で予測を行います。

（スライド56）

最後に、評価の手法も2つの手法を用いていきますが、基本的にはこちらの回避・低減ということで、環境影響ができる限り回避、低減されているか、環境保全についての配慮が適正になされているかということで、全ての項目についてこの評価を行ってまいります。

また、基準・目標値との比較ということで、条例ですとか環境基準など目標があるものについては、こちらとの整合性も確認してまいります。例えば大気質ですとか、騒音などはこちらです。なお、大阪府域への影響の可能性がある評価項目といたしましては、大気質ですとか、道路交通騒音と振動、悪臭、景観、人と自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガスではないかを見込んでいくところでございます。

以上が、調査・予測・評価の手法に関するご説明となります。ありがとうございました。

#### 【事業者】

（スライド57～）

それでは、最後の8つ目の今後のスケジュールについて、説明させていただきます。

今後の手続きでございますが、先ほど来、説明していただいたとおり、去る1月9日に方法書を京都府に提出させていただいております。2月2日に京都府から公告がされ、3

月1日までの1カ月間の縦覧が行われ、3月15日まで京都府で住民等の意見募集が行われております。なお、組合では縦覧期間中の2月8日、9日及び11日に、住民説明会を京田辺市内及び枚方市内でそれぞれ2回ずつ計4回開催しました。今後、この住民意見等やアセス専門委員会等の意見及び市長意見を考慮した知事意見を受けて、現地調査、予測・評価を行って、準備書以降の手続きを行うこととしております。

今現在行っている方法書の縦覧ですが、記載のとおり、組合のほか、京都府内5カ所、枚方市内5カ所の計11カ所で行われております。

(スライド60)

次に、方法書の縦覧・意見書の提出方法については、ご覧のとおりご参照ください。

以上が、環境影響評価方法の説明になります。ありがとうございました。

**【会長】**

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問などがありましたら、よろしくお願いたします。

**【前畑委員】**

環境保全目標等、環境保全要因といますか、環境影響要因に関して、大気質等がありましたが、ちょっと気になるのが、大量の焼却灰です。それはどのように処理されるのか。

1日最低でも10トンや20トンは出るとお思いますので教えてください。

**【事業者】**

基本的には焼却灰につきましては、現在もやっていますが、大阪湾での広域処理ですね。フェニックスが基本的にはなるかと思うのですが、整備基本計画、これに先立ちまして平成28年に枚方市と京田辺市で作っている整備基本計画の中では、リサイクルということで、灰溶融とかセメント資源化とか、エコセメント化とか焼成とかいろいろな方法があると思いますので、そのことでリサイクルもできるだけ図っていくような事業にしたいと考えています。今回行う事業については、DBO方式でやりますので、そういった、灰のリサイクルも含めた事業所の提案をしたいと思っております。

**【前畑委員】**

ありがとうございます。リサイクル、リサイクルとおっしゃいますが、絶対大丈夫だなんていう方法はないから結構大変ですよ。

**【事業者】**

はい。それにつきましては、実は今、東部清掃工場も造ったときに、交付金の要件で灰溶融を作らなあかんということにして、東部清掃工場でスラグとして焼却灰を利用しています。ただ、ストックヤードも造って保管はしているのですが、なかなか流通の手口がないというのが実情で、まだ試験段階で、パイロット的に道路舗装に使ったりという形で1%ぐらいしか使えずに、あとの99%は大阪湾のフェニックスに埋め立てを行っているという状況でございます。

**【前畑委員】**

ありがとうございます。廃棄物も、トラックで大阪湾の方へ運ばれるわけですね。

**【事業者】**

はい、そうですね。恐らく今、大阪湾の方に運んでいるのは10トントラックで、穂谷川清掃工場も、甘南備園焼却施設、東部清掃工場も全て同じ方式で運んでいるのが現状です。

**【前畑委員】**

ありがとうございました。

**【会長】**

他に何かご質問、ご意見はございませんか。はい、どうぞ。

**【高岡委員】**

幾つか質問がございますが、まず11ページで、処理方式がストーカ式焼却炉と書かれておりますが、これは決まっているという理解でよろしいでしょうか。

**【事業者】**

はい。こちらも、先ほど申しました整備基本計画の中で話し合っ、今実際、甘南備園焼却炉は流動床式の準連続式です。枚方市においては、東部清掃工場も穂谷川の清掃工場もストーカ式という形でしています。優位性とかを見ていくと、やはりこの168トンという規模になれば、いろいろガス化溶融とかバイオとかも利用計画の中で検討はしたのですが、やはり安定性と経済性等も含めると、総合的に評価するとストーカ式が勝ったので、その時点で事業者としてストーカ式ということを決めてございます。

**【高岡委員】**

分かりました。では、先ほどの灰溶融とかというのは、もし処理されるのだったら外部へ出されるということですか。

**【事業者】**

そうです。灰溶融については、東部清掃工場ではやっていますが、利用が少ないので自前ではせずに、灰溶融する場合は外部委託で灰溶融してもらうという形になります。

**【高岡委員】**

はい。もう1点。12ページで、水銀はまだ計画目標ということでご検討ということですが、新設で一応考えられるということでしょうか。

**【事業者】**

そうです。もう4月1日以降の計画になりますので、新設基準の30マイクログラムというのがかかります。国の水銀の排出基準を設定されている、地方環境審議会の審議会資料もかなり読ませていただいておりますが、結構この30マイクロというのは厳しい値です。技術的にも、ほぼこれを守るのが厳しいと。他の事例を見ても、ほぼ30マイクロが計画目標にしている施設が多い。ごくわずか、1カ所か2カ所ぐらいが25マイクロとしているところがございますが、その辺の25マイクロの理由とかもその辺も調査をしながら、今度の施設の目標値をどうするかということは設定をしていきたいと思っています。

**【高岡委員】**

はい、そうですね。必ずしも上乘せをする必要はないというふうに、国ではしていますので。ありがとうございます。

**【会長】**

よろしゅうございますか。他にどなたか、ご質問、ご意見はございますか。はい、どうぞ。

**【中野委員】**

まず、29番目のスライドで、先ほどの高岡先生からのご意見と関連するのですが、大気質の意見の知事意見のだいぶ下のところですが、焼却施設の性能によって環境負荷が非常に左右されるからということが書いてあります。そのことから、ストーカをなぜ選んだのかという理由を書いておく必要があると思います。先ほどの説明のように、環境基本計画でもう既に決まっているということですが、基本計画で安全性や経済性の面から見て、優位性を決めたとか。なぜストーカと決めたのかということをごどこかに書いておかないと、この知事意見に関しても具体的に説明できていないと思います。

この方法書を見たときに、いきなりストーカと書いてあったので、すごく唐突だなと思いました。普通、選定委員会などで非常に長い期間を経て決まっていくことが多いと思うので、そのストーカで事業計画をしているのであれば、その理由をごどこかにちゃんと書いておかないといけないと思います。

それともう1点は、20番目のスライドです。これも事業計画決定しているならそれで結構だと思うのですが、X案とY案で、X案を結局、掘削土量を運ぶ車両台数からX案の方が優れていると考えたのでX案を選んだというふうにご書いてあるのです。けれども、この方法書の要約書の1-12ページを見ますと、地盤高さを選ぶのに当たって、単に掘り返した土を運ぶのに環境負荷が多いか少ないかだけではなく、施設稼働時の影響や自然環境への負荷の小さい事業となるようにちゃんと、運ぶときの環境負荷だけではなく、施設稼働時または自然環境などへの影響なども総合的に考えた上でなぜX案を選んだのかということをごちゃんと書いてほしいと書いてある。しかし、先ほどの説明でも、単に運ぶときの環境負荷が少ないからという理由だけで押し切ってしまっています。そこをちゃんと説明しないと、そういう意見があったのに、単に運ぶ環境負荷が少ないからというだけの理由で説明してしまうのは、非常に何か納得できないと思います。

**【事業者】**

1点目の29ページのスライドの件でございますが、いきなりストーカと決めたのではございません。先ほども言っていますごみ処理施設整備基本計画を平成27年度に枚方市、京田辺市共同で策定をしております、そのときにストーカ式と決めるに当たっては、両市でパブリックコメントを行って、その上でストーカ式という形で決めさせていただいたのでございます。

それから、2つ目の20番目のスライドの件でございますが、供用時の意見につきまして、配慮書の要約書の1-12ページの①の地盤の高さの第3パラグラフのところ、なお書

きで、施設供用時における地盤高さの違いに応じて、要は接続道路が、関係車両が上がってくる時の坂道の長さが変わりますので、温室効果ガスの排出量が変わるのではないだろうかという形で指摘がありまして、その辺を考慮いたしました。

そうすると、その差はごくごくわずかでございます、それによる温室効果ガスの発生の差分は多少である、少ないと考えるということで、相対的にそこは無視できるだろうと。最終的に、発生土量による影響の方が大きいという形で、事業決定としては120メートルの方がいいのだろうということで事業計画を出していただきました。そういう検討結果を1-10に書かせていただいているということでございます。

**【中野委員】**

ストーカに決めた経緯につきましては、基本計画でちゃんと検討なさったということは分かるのですが、それが書いていないのでちゃんと書いてほしいということです。準備書などでちゃんと書いていただいたらいいと思います。

**【事業者】**

はい。配慮書にも書いていましたが、また改めて準備書でも整理して書かせていただきます。

**【会長】**

よろしゅうございますか。他にどなたか。

**【市川委員】**

煙突の高さですが、59メートルと100メートルで検討されて100メートルにされたのは、それは妥当かなと思うのです。一方、住民の方には低い方がいいという意見があります。珍しくというか、結構低い方がいいという意見があります。予測して同じような濃度だから、それならば低い方がいいというそういうご意見が結構あるのです。100メートルをもう少しだけ下げるといようなことは検討されなかったのでしょうか。

**【事業者】**

一応、配慮書のときに、12人の方から煙突に関して意見を頂いていまして、6人の方が高い方がいい、より高くという形で、2人の方が低くと。その他が4人いたという形。経済性とかも含めてということで考えたということで。今回、このごみ処理施設の最重要項目としましても、環境保全性というのを置いています。やはり、住民の高くと言っている方の意見としては、寄与濃度をやはりできる限りゼロに近づける方向に行ってほしいということでございましたので、複数案の59メートルと100メートルで比べたときに、やはり100メートルの方がよりゼロに近づくと。ほとんど影響はなく、59でも100でも変わらないけれども、経済性よりもより寄与濃度の低い方を優先という形で取らせていただいています。マックスの値で取らせていただいたと。中間の高さについてはもう考えないで、マックスとミニマムという形で59か100メートルという数字を入れさせていただいて、ここは100メートルを取らせていただいたということでございます。

**【市川委員】**

そういうことでしょうか、寄与濃度に関してはほとんど意味のない値で、どっちかというのと、両方とも限りなくゼロに近い値でしたよね。それから、これを読んでいると、経済性の話もコストの話も結構出てくるので、そこでコストの話がされるのであれば、100メートルでなくても80メートルでも、80がいいかどうかは別として80を検討されても良かったのではないかなと思います。

**【事業者】**

経済性から見ても、ちょっとどこの資料でしたか忘れましたが、59メートルを建設費を1とすると、100メートルというのは1.7か1.8ぐらいになると。80メートルとかでも1.6とか1.7ぐらいとかで、80メートル、100メートルというのはあまり変わらない。ということであれば、もう思い切って100メートル。東部清掃工場は100メートルで建設して稼働しているということもございますので、周辺の住民感情等も踏まえまして、100メートルというのがベストだろうということにしております。

**【市川委員】**

1-23ページに、枚方市2カ所と京田辺市1カ所の施設の概要が載っています。東部が100メートルと言われましたが、あとの2カ所は何メートルですか。

**【事業者】**

あとの煙突の高さですか。保谷川清掃工場第3プラントが80メートルです。甘南備園焼却施設につきましては50メートルでございます。

補足しますと、東部清掃工場も本来、最初の計画は80メートルでした。それが、住民意見で100メートルになったという経過もあります。

**【市川委員】**

あともう一つ、これもコストに関わるのですが、大気質の調査のところで、スライドの44の周辺4地点A2からA5とか、4季各7日間観測されますよね。気象に関しても結構、観測されるのですが、それは予測評価にどういうふうにご利用されるのでしょうか。

**【事業者】**

黒丸の地点が、二酸化硫黄、浮遊粒子物質、窒素酸化物などの大気濃度をきちんとした調査を行う場所です。

実際は、配慮書のときに予測をしたときには、もう少し近い場所に最高着地濃度地点があるので、できるだけそういう最大値が出るような場所での濃度も定期的に測っておきたいということで、A6からA10という地点で、窒素酸化物の調査を行うことにしています。

今回、普通のプルーム・パフの予測の他に、住民の方も大気についてはいろいろ地形的に気にされているということで、少し三次元のモデルを使って予測することを考えておきまして、その場合にはやっぱり気象のデータを少し長めに取りたいということがあったので、気象の地点を少し増やして1カ月の気象の測定の調査を4回やることによって、三次元モデルのデータとして使うような形で考えております。一応そういうものを普通のプルーム・パフとあと三次元の数値解析のモデルを使うということで、このような地点で今回

の調査をさせていただきます。

【市川委員】

三次元の数値解析のモデルというのは。

【事業者】

マスコンモデルと。

【市川委員】

マスコンモデルだから気象の観測点が何点か要るわけですか。

マスコンモデルを使われて、あとはパフモデル。

【事業者】

はい。

【市川委員】

気象の方は分かりました。大気質の方は、別に今回の調査地点で測ったからといって、最大着地濃度が評価できるわけではないですね。

【事業者】

そうですね。それは、面的な予測をやりますので、そこは今回の調査地点のところの濃度も分かりますし、それ以外の濃度というのも、コンター図を描いてやりますので、そこはそれで予測は可能かと。

【市川委員】

いえ、ただ、ここで取ったデータでは可能かどうか。

【事業者】

そうですね。そのときに、ちょっとまだ最終的には決めていないのですが、例えば、場所ごとのバックグラウンドの濃度については、今回測った4季の調査の平均を使うとかですね。そこはちょっとまだ調査の結果とかこれからなのですが、そういうことも考えていきたいなど。

【市川委員】

たぶんその程度だと思うので、その程度だったら、ちょっと過剰に大気質の調査をやり過ぎかなという感じはします。

【事業者】

はい。

【会長】

よろしゅうございますか。じゃあ、他に。はい、どうぞ。

【島田委員】

環境影響評価の項目で、水の濁度を測られるということで、5-1のところ、要因抽出の理由として、一時的に裸地面の発生があるということで、降雨時に対象地域外で濁水が流出する可能性があるとしていますが、一時的に裸地面が発生する時期というのは、いつ頃ですか。夏とか秋とか、その辺は分かっていますでしょうか。

といいますのも、スライドの50のところ、濁度を測られるのは降雨時2回と書いてあるのですが、例えば、昨今、降雨といってもゲリラ豪雨みたいな激しい降雨が起こる場合があります。もし裸地があるときに激しい降雨が発生する時期に重なるということも考えられますので、工事のだいたいの計画が分かっておられたら、教えていただきたいのですが。

**【事業者】**

一時的な裸地面の発生ですが、スライドの17でお示しさせていただいています、建設施工計画の土木造成の1年目の期間ですね。今は山林のところですが、1年間かけて造成工事を行います。そのときに裸地面が発生して、プラント工事の施設建設が進むにつれて裸地面がどんどん減っていくという形になります。

それに併せて、要は今言っている降雨による影響につきましては、京都府では開発のときの治水マニュアルというのがありますし、普通は調整池を設けますので、この造成に見合った、降雨に見合った工事用の調整池を造って濁水が出ないような形で、まず工事を計画して進めるという形になります。

**【島田委員】**

出ないということですが、結局出る可能性があって心配だから設定されたわけで。

**【事業者】**

そうですね。

**【島田委員】**

結局、裸地の期間というのは1年間ずっと続くのですか。それとも、ある半年だけなのかとか、1年間でしたらできるだけ雨がたくさん降る時期、最大の時期をとるなど安全側の考えで測定をしていただきたいなと思ひまして、確認しています。

**【事業者】**

はい。今回は、まだ工事の前の環境影響予測ですので、今回は現況を測るのは特に何も造成していない現況のところの水質の状況であります。今、おっしゃっているのは、たぶん工事が実際に始まったときに調査して、それがどうかという話になってくると思うのですが、それはまた別途事後調査という制度がありまして、準備書とか評価書の中にそういう事後調査の時期とかはきちんと書いていきます。たぶん法面があつて裸地面が一番多くなっている工事とかですので、そういうときに調査をやりますとかそういう形になります。

**【島田委員】**

ただ、だいたい時期が分かっているなら、事前と事後とだいたい同じ季節にしといた方が比較しやすいと思います。できたらその辺のことを考えた時期を設定していただきたいなと思ひますので、よろしくをお願いします。

**【事業者】**

はい、分かりました。現時点ではやっぱりそこまで細かいのは分からないのですが、できるだけそれに沿うような形で調査したいと思ひます。

**【会長】**

他には、はい、どうぞ。

**【岡崎委員】**

簡単なことですが、現地調査の動物、植物とか生態系の調査について、水生生物はちゃんとどれぐらいやるかということを書いているのですが、動物・植物の場合はざくっと書いてあるので、これは1回しかやらないということの意味しているのか、複数回やるのか、その辺を書いてください。場合によっては、複数回書いてあったり、シーズンに1回だけで、できちゃうときにやるみたいな感じだったりするものですから、ちゃんと明瞭していただきたいと思います。やるときには、そういうことをしてください。

それからあと、今回の場合、ため池とか特に住民の方からの意見の中には、植物や生き物のことがずいぶん出ていましたので、そこは配慮しながら、さまざまな環境下でこういった調査をしていくことを前提で進めていっていただかないといけないのではないかと思います。

**【事業者】**

はい。スライドではちょっとスペースの関係もあって、年間に3回から4回、適切なきというふうに言ってしまったのですが、方法書の6-48ページに、現地調査時期ということでそれぞれ陸生動物と水生動物について、こういったタイミングでやりますということにさせていただきます。

**【岡崎委員】**

分かりました。

**【会長】**

はい、どうぞ。

**【又野委員】**

関連しての意見です。方法書の4-10を見ますと、ここの31から34までが住民の方の自然環境に関する、大切にしてほしいというご意見なのですが、それに対して事業者の見解として、「現地における詳細な調査を行い」と書かれています。この詳細な調査というのは、6-45ですが、先ほど猛禽類については大変丁寧なご説明でしたが、鳥類に関して言いますと、ラインセンサス法とかスポットセンサス法で周辺200メートルとだけ書いてあって、どういうラインで調査するとか、スポットはどこなのかとかそういうことが全然書かれていません。

それから、時期につきましては、6-48の各季に各1回です。これは事業者として詳細な調査をしますというお答えに矛盾しているのではないかと思います。春、夏、秋、冬に1回だけ、それも1日ではなくて、1回だけやるのが果たして、この生態系を評価する上のデータとして適切なのかどうか、疑問に思いまして、できたら回数を増やすことをご検討いただけないかと思います。

確かに猛禽類は重要ではありますが、生態系の頂点にいるというだけで、評価は重要種についてされると思うのですが、重要種ではない鳥も含め、全ての環境が分かった上での

猛禽類でもあるわけです。1回ではなく、1日で複数回やるとか、いろいろな方法があると思いますので、ご検討いただけないかと思います。

ついでですが、方法書の2-38、ここについても、調査地域周辺に生息する可能性のある重要種ということで、文献の調査でいろいろされています。同じようなところで、2-47の場合は、鳥類全種について書いてあって、その中の重要種がどうこうであるというふうに書かれています。2-38についても、重要種は何種と分かるのですが、たぶん調査されておられますので、全部の種数だけでもいいのでお書きいただきたい。

それから、最終的に評価されるときは、重要種だけじゃなくて、評価対象は重要種でいいですが、結果としては全種、記載をお願いいただければと思います。

それと、つまらないことですが、生息する可能性のある重要種一覧のところ、以下全部、「確認された」「された」となっているのですが、たぶんこれは文献上ですので、「報告されている」とか「確認されている」という表現をしないと、ここを現地調査されて確認されたというのと、混同してしまうのではないかと思います。以上です。

#### 【会長】

はい、ありがとうございます。何点か、ご指摘ありましたが、いずれも反映させていただきますか。

#### 【事業者】

方法書に記載した回数が1回と書いておりますが、これは1日6時間やるとかそういったことではなく、調査範囲が適切に把握できるだけ数日間かけてやるという意味合いですので、実際に準備書の段階では何日にやるかということ、分布量も分かるような形で整理はさせていただきたいと思います。

あと、種について既存資料のところで行っているのではないかというふうにありましたが、周辺の文献によるところの一般種、重要種についても、ここ全部一覧に示してございます。(→現地調査時に、又野委員から再度確認があり、方法書において一般種については掲載されていないことが判明した。)あと、後ろの方のページで言われたのは、東部スポーツ公園ですとか、東部清掃工場のときの調査結果ですが、こちらも同じように一覧集ということで示しておりますし、準備書の段階でも、一般種と重要種すべて掲載をいたしますので、こちらでまた確認をしていただければと思います。

あと、既存資料の引用につきましては、「確認された」としますと誤解があるということでしたので、今後は「確認されている」とかといった表現に替えていきたいとは思いますが、すみません、「報告されている」という形で整理していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

#### 【会長】

よろしゅうございますか。

#### 【又野委員】

ありがとうございます。

そうしますと、準備書の段階では、ラインとかスポットの位置も明確に書かれるということですね。

**【事業者】**

はい。おっしゃるとおりです。鳥類のラインセンスですとか、フラットの位置とか、そういったものも準備書の段階では表記をしていく形になります。

**【又野委員】**

ありがとうございます。

**【会長】**

他に何か。はい、どうぞ。

**【翁長委員】**

騒音の調査についてお聞きしたいのですが、騒音は、現況の調査ではもう既に環境基準を超えているというようなところが何カ所かあるということが書かれています。そして、これから予測しようとする地点は、N2とN3ですか、この2カ所だけを予測地点として決めています。この現況は、騒音環境としてはかなり悪いということが分かったわけですが、その場所と、今回予測地点として決めた2点との関係、それはどういうふうになっているのかということをお聞きしたいのですが。

**【事業者】**

環境基準を超えたところでございますが、1点目の京田辺側はN2よりももう少し事業所に近いところの位置で、環境基準を超えたデータが京都府から示されております。

それからあと、枚方市側ですが、枚方市側で環境基準を超えているのが、この国道307号上ではなくて、旧の国道307号とって村の中を通るところがあるのですが、そこで夜間の環境基準を超えているという実績がございました。

したがって、N3のところの路線については評価的には昼も夜も環境基準を満たしている路線でございます。京田辺のN2のところは、昼間が環境基準を超えていますので、そこで測って負荷が今後、この事業によって強化しないということを確認していきたいと考えてございます。以上です。

**【会長】**

今のお答えでよろしいでしょうか。

**【翁長委員】**

今回、予測するN2というのは、既に環境基準を超えていた3番の地点ですか。そのことほとんど同じということなのですか。

**【事業者】**

そうです。ほとんど同じです。

**【翁長委員】**

分かりました。その2カ所だけ評価すれば十分だろうというふうに判断されたということでしょうか。

**【事業者】**

はい、そうですね。枚方市側は、ごみ収集車は基本的に旧の国道307号につきましては、その住宅の中のごみ収集をする車しか走らない。あとの、他の地区から入ってくる車はすべて新しい国道、N3の地点を通る道路を通過するという形で、最大の負荷がN3の部分に掛かるということで考えて設定をさせていただきます。

**【翁長委員】**

はい、どうもありがとうございました。もう一つ、お聞きしたいのですが。

**【会長】**

はい、どうぞ。

**【翁長委員】**

予測の手法のところちょっと分からないのでお聞きしたいのですが、騒音ですとか振動ですとか、それは音響学会式とかそういう予測手法というのがあるわけです。低周波音の予測手法が、6-24ページに書かれているのですが、予測の基本的な手法として、表の6-1の10に「類似事例の参照及び事業計画に基づく低周波音防止対策の内容を明らかにすることによる予測」と書かれていますが、その意味がよく分からないのですが、それを説明していただけますでしょうか。

**【事業者】**

はい。低周波音の予測というのはなかなか難しいものですので、今回については、今回の施設の規模と同じような規模、あとできれば炉の形式とか建屋の材質とか、そういうものができるだけ類似なものを選んで、そこで実際に今回の計画施設と敷地境界までの距離をだいたい再現できるように類似施設で実際に測定して、どのような低周波音の状況かということを確認して、それを基に影響予測評価を行うということで考えております。

**【翁長委員】**

どうもありがとうございました。

**【会長】**

はい、ありがとうございました。他にどなたか。はい、どうぞ。

**【前畑委員】**

すみません。要約書の2-1を見ていただくと、ここで、「自然的状況」の中にいろいろな項目が入っている感じがします。気象とか、あるいは動物、植物といったものは自然的状況ですが、騒音とか振動、悪臭まで自然なのか。これは疑問です。だから、これを2つぐらいに分けられた方がよろしいのではないですか。本当に完璧な自然的な状況と。

**【事業者】**

すみません。こちらにつきましては、方法書の区分けにつきましては、京都府の条例の技術指針というのがございます。第2条の中に、「環境影響評価を実施しようとする地域及びその地域の概況」という表題がありまして、その中の一つの項目として、自然的状況と社会的状況という項目があります。その自然的状況の中に、この全ての気象から土壌ま

で含まれているという。そういうことで分けてございます。

**【前畑委員】**

はい、分かりました。じゃあ、しょうがないですね。どうもありがとうございました。

**【会長】**

よろしゅうございますか。環境影響要因を考えて、影響を受ける環境要素について、調査、予測、評価を全てやっただけですが、その際に必要な項目であるとか、それからその項目ごとの調査する地点、範囲、それから時期と頻度等は、それを全部賄うべく不足ないものということを考えて上で立てないといけない。そうしないと、せっかく調査をやっても後戻りということになりますから、今、委員の皆さま方からいろいろ出ましたので、よろしくお願ひしたいと思います。委員の皆さま方、よろしゅうございますか。

それでは、本日、欠席されております委員の皆さま方からのご指摘や質問等については、事務局で聴取いただくようお願いいたします。そして、それをおまとめいただいて、各部会でより詳細にご議論いただければと思います。

他にご質問がないようでしたら、本日の方法書についての質疑応答はこれで終わりにしたいと思います。よろしゅうございますか。ありがとうございました。

それでは、事業者、コンサルタントの皆さま方、ここで退出をお願いいたします。

(事業者・コンサルタント退出)

**【会長】**

続きまして、事務局から、今後のスケジュールなどについてご説明をお願いいたします。

**【事務局】**

それでは、再度資料1-5をご覧ください。先ほど、日程が決まっております、意見書の受付までご説明させていただきましたので、それ以後のスケジュール案についてご説明させていただきます。

住民意見に対する事業者の見解書は、京都府を通じまして早ければ4月上旬に送付されます。この見解書の提出の次から60日以内に大阪府知事意見を述べる必要がございます。枚方市長意見を受けた後、専門調査部会を開催していただきましてそこで調査・審議を経て、5月下旬ごろには本審査会において、検討結果の報告を取りまとめていただきたいと思います。

スケジュールとしては以上ですが、専門調査部会の委員については、会長が案件ごとに指名することとなっております。参考資料としてホッチキスで留めております最後の一枚ものが、配慮書のときの調査委員の名簿ですので、そちらをご覧ください。事務局といたしましては、今回の方法書についても、配慮書のときと同じ委員構成で調査・審議していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、専門調査部会の運営についてご提案させていただきます。

まず、大気・騒音部会と事業計画部会につきましては、配慮書のときと同様に開催していただきたいと思います。

また、自然環境部会につきましては、配慮書の際は、配慮事項に自然環境が選定されておらずでしたので開催しませんでした。配慮書の検討結果で指摘事項として、陸域生態系についてご意見を頂き、知事意見としても述べたところでもありますので、今回、開催して調査・審議していただきたいと考えております。

水質・廃棄物部会につきましては、評価項目に選定されているものの、京都府内に限定した環境要素であるとか影響要因がほとんどを占めているということもありますので、部会の開催はせずに、個別に意見聴取をさせていただければと考えております。

景観・文化財部会につきましては、文化財は評価項目に選定されていないこと、また景観を事業計画部会で調査・審議に配慮書と同様にさせていただくというふうに考えておりますことから、景観・文化財としての部会は開催せず、文化財については個別に何かご意見がありましたら、意見聴取することとしたいと考えております。

以上でございます。

**【会長】**

今、事務局からご説明がありましたが、専門調査部会の委員の指名であります。事務局からご提案のありましたとおり、配慮書と同じ委員を指名させていただきますが、それではよろしゅうございますか。では、そのようにさせていただきます。

次に、部会の運営等についても事務局からご提案がありましたが、委員の皆さま、いかがでございますか。よろしゅうございますか。

**【会長】**

それでは、今の事務局提案のとおり、今後、進めさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、事務局から提案のあったとおり、大気・騒音部会、自然環境部会、事業計画部会の3つの専門調査部会を開催することとします。それから、今後の開催日程等につきましては、私から事務局を通じてご案内をさせていただきますので、委員の皆さま方におかれましてはお忙しい中ですが、よろしくお願いたします。

以上が、この方法書に関する審議でございますが、委員の皆さま方におかれましてはお忙しい中ですが、よろしくお願いたします。

よろしゅうございますか。何か抜けていませんか。

**【事務局】**

はい、大丈夫です。ありがとうございます。

**【会長】**

それでは、議事を進めさせていただいて、議題2の環境影響評価及び事後調査に関する技術指針の改定について、事務局からご説明をお願いいたします。

**【事務局】**

それでは、技術指針の背景についてご説明させていただきます。

まず、技術指針というのは、大阪府環境影響評価条例の中の第2章で掲げられておりま

して、この内容が調査予測評価の方法でありますとか、いろいろなことが書かれているわけですが、改定する際には、審査会に意見を聴かなければならないと条例で定められていますので、今回、ご提案させていただきます。

お配りさせていただいております資料2をご覧ください。A3の資料でございます。

改定内容といたしましては、環境配慮項目の追加として、反射光を入れるということです。改定の理由を書いているのですが、その前に、ここの変えようとしております「第4節 事業計画策定に当たっての環境配慮の実施手順」というところは、環境の評価の項目とかそういったことに挙がる前の方法書を出す前の段階で、できるだけ環境配慮していこうといったような内容が書かれている部分でございます。

最初のところに、「環境影響要因を幅広く捉えた上で、事業の実施場所、規模、施設計画、工事計画等それぞれの具体化の段階において、最新の知見を参考に環境配慮の視点から十分な検討を行い」と、いろいろ面で取り入れていこうといったような内容になっております。

それで今回ご提案させていただきますのは、改定の理由のところに背景といたしまして、約1年前になるのですが、資源エネルギー庁が「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」というものを策定しております。その中で、設計・施工に係る周辺環境への配慮というところで、発電設備の稼働音と、あるいは発電設備からの電磁波等による電波障害、あと、太陽電池モジュールからの反射光、この3つについて周辺環境への配慮をなさいというように書かれております。

そのうち、騒音と電波障害につきましては、環境配慮の実施の手順のところにも環境配慮項目といたしまして既に記載されておりますが、反射光につきましては書かれておりません。ただ、これまで大規模な建築物の事業、構造建築物とかでガラスの反射であるとか、ガラスでなくてもいろいろな反射することにおきましても、外壁面の形状を工夫すること等によりまして、周辺への影響を軽減するよう配慮してきた事例がございます。大阪府アセス条例では、太陽光発電の設置の事業は、面開発、開発行為の50ヘクタール以上のものの一種として、その一部として対象となり得るものであります。また、大規模な建築物についても対象としておりますことから、今回、この技術指針に新たに反射光に関する環境配慮事項を位置付け、適切な環境配慮を促すことが重要と考えましたので、今回、反射光について入れさせていただきたいと考えています。

言葉といたしましては、別表5の環境配慮項目のところの生活環境のところ、「反射光」というのを入れまして、3ページ、一番最後のページのところで、環境配慮事項というところにも、「形状等」という表現と「反射光に関する」ということで、太陽光発電に限らず高層建築物においても事業計画の策定の段階において、そういったことにも環境配慮を考えてくださいといったことを明記したいと考えております。

以上でございます。

【会長】

はい、ありがとうございました。今、ご説明いただきましたが、今の事務局説明に対しまして、ご質問やご意見等がございましたらよろしくお願いたします。

【高岡委員】

ちょっとよろしいですか。

【会長】

はい、どうぞ。

【高岡委員】

反射光を入れるのはごもっともと思いますが、例えば今日の枚方京田辺なんかで、焼却炉の上にも最近、太陽光パネルとかを張るケースが多くあるのですが、そういうぐらいの大きさだと入るのでしょうか。

【事務局】

太陽光発電だけを捉えた事業というよりは、例えば今回の煙突に付けたと仮にして、反射光の影響があるとなりましたら、その部分については配慮していただくという形になるのですが、ただ予測とか評価とかはなかなかそういう事例というのが全国的にもまだない中で、そういう部分について位置付けるのはちょっとまだ早いかないということがありまして、事業計画の実施段階でそういうことが考えられるのであれば、そういうのを軽減させるとか低減させる事業計画にさせていただきたいといったようなことを目的として、入れさせていただきたいと考えています。

【高岡委員】

そうですね。先ほど、DBO方式でと言われていましたので、何社かが競って、例えばこういう再生可能エネルギーを使ってといったようなところで採用されるかもしれないわけですね。ですから、だいぶ経ってからでないと、本当にどうなるのかは分からない。それが分かってから、やっぱりその配慮を求めるといことでよろしいですね。計画というか、本当に入るかどうか。

【会長】

高岡委員のご質問は、大規模な太陽光、面が非常に広いとかそういうのはそれ用のやつだけれども、対象事業の中で、対象事業を行うに当たって一部分のところに例えば太陽光などを付けた場合に、その太陽光の部分は小規模だからそれだけでは対象にはならないが、事業全体は例えば焼却炉のようにアセスの対象事業になっている。そういう小規模なものが付いた場合は、要するに最初から考えていなくても、実際にそれを施工する、あるいは維持管理する会社が委託を受けたときに、そういうものを付けて通ったときに、後付けでもそういうものを対象として考えてほしいと、そういうことがあり得るのですかということですね。

【高岡委員】

そうです。そういうことです。

【事務局】

それで結構です。

【高岡委員】

はい、分かりました。

【市川委員】

すみません。よく分からなかったのですが、最初の説明では面開発のところ、50ヘクタールという縛りがかかるわけですね。

【事務局】

アセスメントで対象としておりますのが、面開発が開発工事の50ヘクタール以上を条例の対象としております。それ未満につきましては対象にはなりません。

【市川委員】

だから、今回は50ヘクタールないですね。

【事務局】

はい。

【市川委員】

ないので、ここにいくら太陽光パネルを付けたって反射光は対象にならないのでは。

【事務局】

今回の場合ですと、廃棄物処理施設として対象事業になっておりますので、そこで太陽光発電か何か設置するという形になれば、それは環境影響があるというふうに見て配慮していただくこととなります。

【市川委員】

面開発だけではなくて。

【事務局】

そうです。今、捉えられるのは面開発で捉えるぐらいしかないのですが、実際、50ヘクタールを超えるような計画は今のところございません。

【市川委員】

対象事業として選ばればということですか。

【事務局】

可能性としてはあるということです。

【市川委員】

あるということですか。

【事務局】

はい、そうです。

【市川委員】

分かりました。

【会長】

よろしゅうございますか。他には何か。そうしましたら、この事務局案に対して特にご

意見がないという理解でよろしゅうございますか。

それでは、この審査会としましては、意見なしということにしたいと思います。

では、事務局、今後の作業をお願いいたします。

**【事務局】**

本日は、今、ちょっとご質問とかを頂きましたが、技術指針の改定に係る今後の手続きですが、今後、約1カ月間の府民意見募集を行いまして、必要に応じて案を修正するという事で改定の告示を行う予定としております。また、改定した際には、委員の皆さま方にご報告させていただきます。以上です。

**【会長】**

それでは、議題2はそれでよろしゅうございますか。

それでは、議題3、その他ということがありますが、事務局は何か、その他におありでしょうか。

**【事務局】**

本日は特にございません。

**【会長】**

ありがとうございました。予定しました議事は以上ですが、委員の先生方におかれましては、せっかくの機会ですから何かご意見等がございましたら、よろしくお願ひします。よろしゅうございますか。

特にないようですので、事務局に進行をお返しいたします。

**【司会】**

津野会長、ありがとうございました。また、委員の皆さまには長時間にわたりありがとうございました。今後、取りまとめにつけて、委員の皆さまにはお忙しい中、時間を頂くこととなりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、これで閉会いたします。どうもありがとうございました。

以上